

心変わりの責任は？

小川 富之

結婚は届出によるわけですが、その前段階として、恋人同士が、結婚の約束をすると、「婚約」が成立します。しかし、場合によっては心変わりも起こります。

最近では、結婚年齢が年々高くなり、男性29歳、女性27歳にもなっています。それに伴い、結婚するまでの交際期間も出会ってから3年、結婚の約束をしてからでも半年と長くなっています。当然、結婚の約束が破棄されることもあります。その中には、単に結婚の約束をただけでなく、同棲しているものも多くあるようです。

かつては、同棲の有無に関わらず婚姻予約とされ、約束違反に対しては債務不履行責任が追求されていましたが（大審連合部判決大正4年1月26日）、その後、夫婦生活の実態のあるものは結婚に準じた関係・内縁として捉え、正当理由なく関係を破棄した場合には、不法行為責任が追求されることになりました（最高裁判所判決昭和33年4月11日）。

いずれの場合も、損害賠償が認められるわけです。しかし、不法行為の場合は、夫婦生活の実態があったこと、一方的解消に違法性があったことを婚約破棄された側で証明する必要がありますが、債務不履行の場合は、二人が結婚する意志を

持ってさえいればよく、関係を破棄したほうがその正当理由を証明しなければならないことになっています。

いわゆる事実婚は、同棲の事実があるので、継続中は結婚に準じてあつかわれます。が、解消された場合には問題となります。

現在、裁判所の考え方は、関係の破綻が、債務不履行と不法行為の両方の要件を満たす場合には、自分に有利な方法で損害賠償を請求できるという立場をとっているようです。

この賠償責任は、財産的損害と精神的損害に分けられます。財産的損害というのは、結婚の準備のために支出した諸費用などで、明細のとれるものです。これに対し、精神的損害は、慰謝料と呼ばれ、結婚できなくなったことによる辛い思いと回復するためのものです。こちらは、個人差があり、理論的には、本人がどんなに悲しい、苦しい思いをしたかによって、金額に差が出てきます。慰謝料の金額は、婚約するまでの経緯、交際状況、破棄の原因、その後の状況等によりますが、50万円から150万円程度が一応の目安になっているようです。

届出をすると夫婦の姓を統一しなければ、いけないので、意図的に届出を避けるような新しいタイプの事実婚に対して、これまでどおり、婚約予約・準備理論で考えていいのかどうかについては、検討する必要があるでしょう。